

亀山市告示第158号

亀山市母子家庭高等職業訓練促進給付金事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成26年10月1日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市母子家庭高等職業訓練給付金事業実施要綱の一部を改正する告示

亀山市母子家庭高等職業訓練給付金事業実施要綱（平成22年亀山市告示第66号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

亀山市母子家庭等高等職業訓練給付金事業実施要綱

第1条中「母子及び寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第244号。以下「令」という。）第30条」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号。以下「令」という。）第28条（令第31条の9において準用する場合を含む。）」に改め、「母子家庭の母」の次に「又は父子家庭の父」を加え、「母子家庭高等職業訓練」を「母子家庭等高等職業訓練」に、「母子家庭の生活」を「母子家庭等の生活」に改める。

第2条第2項中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改め、「第129号」の次に「。以下「法」という。」を加え、同条第2項の次に次の2項を加える。

3 この告示において「父子家庭の父」とは、法第6条第2項に規定する配偶者のない男子であって、現に児童を扶養しているものをいう。

4 この告示において「母子家庭等」とは、母子家庭及び父子家庭をいう。

第3条中「者のうち、令第30条第1項に規定する受給資格者」を「母子家庭の母又は父子家庭の父」に、「における修業を平成2

5年3月31日までに開始し、就業又は育児と当該養成機関における修業との両立が困難であると市長が認めるもの」を「において修業を開始した日以後において、次の要件を満たす者」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、父子家庭の父については、平成25年4月1日以降に修業を開始した者に限り対象者とする。

第3条に次の各号を加える。

- (1) 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給を受けている者又は同等の所得水準にある者
- (2) 対象資格を取得するため、養成機関において2年以上の教育課程を修業し、対象資格の取得が見込まれる者等
- (3) 就業又は育児及び修業の両立が困難であると認められる者

第5条第1項第1号を次のように改める。

- (1) 対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者(当該対象者の民法第877条第1項に定める扶養義務者で当該対象者と生計を同じくするものを含む。以下同じ。)が職業訓練給付金の支給を請求する月の属する年度(4月から7月までに当該職業訓練給付金の支給の請求をする場合にあっては、前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町民税(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。)が課されない者(市町の条例で定めるところにより当該市町民税を免除された者及び母子家庭等自立支援給付金に係る所得がないものとした場合に当該市町民税が課されないこととなる者を含むものとし、当該市町民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。以下同じ。) 月額10万円

第7条、第8条、第9条、第11条、第12条及び第14条中「母子家庭」を「母子家庭等」に改める。

様式第1号から様式第6号までの規定中「母子家庭」を「母子家庭等」に改める。

附 則

この告示は、平成 2 6 年 1 0 月 1 日から施行する。